

項番	項目番号	ご指摘内容	事務局対応
1	1	カメラ画像の取り扱いにおける特殊性について、丁寧な解説を追加したほうが良いのではな	「カメラ画像の取扱いに関しては～」以下の節を追加した
2	1	「加えて近年では、撮影機器の著しい進化に伴い」について、カメラを設置することで、何らかの撮影が行われていることは自明なのではないか。 隠し撮りの防止と、取得目的の明確化が必要なのではないか。	「利活用目的に依らず、カメラ画像の存在と、画像の取得目的を明示」という文言に修正
3	1	「相互にコミュニケーションをとる」の文意が不明瞭。具体的にはどのようなことか、解説が必要ではないか。	配慮原則 4.1.fとして、アンケート等の手法で対話を行う項目を提示した
4	2	カメラ画像の定義において、定義を普遍化することで、「カメラで撮影した画像」となり一般的な意味合いとなるため、この項目自体が不要になるのではないか	一般的な内容であっても、その定義の明確化のため項目自体は残置。
5	3	前回版のP6にあった図表2（適用対象範囲概略）を復活願います。	復活させる
6	3.1	3.1項で定める類型と、3.3で定めるガイドブックのスコープの対応が不明瞭。	3.1項と3.3項で包含関係を意識していたが、項目統合も視野として整理を行う
7	3.1	「防犯カメラ画像に関するガイドラインの参照先」を記載した方がよいのではないか。例えば、「各自治体（都道府県・政令指定都市）、警察等が定める防犯カメラの設置・運用に関するガイドラインを参照」のような文言である。	自治体、警察等が定めるガイドラインをすべて列挙することは困難であり、記載をしない方針とした
8	3.2	保有個人データとなるケースについても検討が必要ではないか	識別された個人データから、識別子を元に個人を特定することができるかどうか、また、どこまでオプトアウトや開示等に対応できるかは、今後の検討課題としたい
9	3.2(2)⑤	モザイク処理やぼかし処理は、復元技術も発達していることを考慮するべき。不十分な処理や復元加工を行った場合は個人情報となる可能性があり、元データに復元することが技術的に困難であるよう十分な配慮が必要であることを明記すべきではないか	以下の文言を追加した 「しかしながら、不十分な処理や復元加工を行うことによって「個人情報」となるケースも考えられ、実際の加工にあたっては個人の識別が技術的に困難であるよう十分な配慮が必要である。」
10	3.3	検討のスコープ、について、スコープという語ではなく、適用範囲、などの語のほうがよいのではないか	これまでの議論でも語句としてスコープ、とさせていただいており、引き続き使用したい
11	3.3	図表2の分類について、以下の区分を提案したい。 No. 1 分類：人数をカウントし、統計情報として利用 例：来店者数の把握により、出展計画等への活用 No. 2 分類：一人ひとりの人物属性を推定し、統計情報として利用 例：性別・年齢等の把握により、商品開発等への活用 No. 3 分類：一人ひとりの座標値を取得し、動線情報として利用 例：移動経路や滞留場所の把握により、通路や棚の最適配置等への活用 No. 4 分類：別途保有する個人情報と紐づけ、マーケティング情報として利用 例：個人の購買履歴や行動履歴の把握により、個人向けサービスに活用	適用を行った。
12	3.3	本ガイドブックのスコープの図について、ユースケースとの紐づけを明確化したほうがよいのではないか	ユースケースの項番を追加した
13	4	配慮事項では、ごく少数であっても同意できない人、を念頭にした文章があるとよいのではないか	以下の文章に修正した。 「本ガイドラインにおける配慮事項に基づく対応を実施し、生活者からの一定以上の理解を得た場合であっても、カメラ画像の取得や利活用に対して、すべての生活者の同意や理解を得ることは困難である。また、カメラ画像の利活用に伴う各種の批判や訴訟の発生リスクを完全に排除することも不可能である。」
14	4	リスクに対する事業者の萎縮が懸念される。本記述を見直したほうがよいのではないか	リスクが存在することは事実であり、そのために、事業者と生活者のフィードバックが必要という趣旨がある。本記載部分の明示は必要と考える。
15	4.1.a	「データが移動する機器」は、個々の機器単体ではなく、それを管理する主体が重要なのではないか	カメラなど機器が中心となっていることが意識されている。文言を「データが記録、保存される機器やサーバ群」とした。
16	4.2	事前告知において、サービスが開始される時期、を項目に入れたほうがよいのではないか	以下の文言を追加した 「データ利活用の開始時期」
17	4.4	個人の特定が「困難」でよいのか。匿名加工情報の表記に合わせ、「できないようにする」がよいのではないか	「不可能となるような」に修正した
18	4.5	カメラ画像の開始時には、情報の種類、利用範囲、アクセス権、保持期間の4項目を適切に定めるようにしたほうがよいのではないか	語句を追加した
19	4.5	第三者提供が可能なデータは、匿名加工実施後のデータのみであることを明記したほうがよいのではないか	コメントとして明記した
20	4.5	「被写体に対して不利益」とは、金銭的不利益の他、サービスの拒否、本人の行動志向等の第三者への開示・暴露の可能性などを含む。 具体的にどのような行為が「被写体に対して不利益」となるかは、業界団体による個別のガイドラインや自社内において規定することを想定する。 文言を挿入するとすれば、4.5に以下の項目を追加する。  「カメラから取得した画像は、被写体となった生活者の不利益（金銭的不利益や本人の行動志向の暴露、サービスの拒否など）になり得る形態では利用しない」  不利益の範囲策定はケースごとに異なるため、困難であり、事業者団体等の自主ルール・ガイドライン側で策定するという進め方でよいのか。	審議いただきたい事項にて特出し
21	5.2	特微量データは個人情報に該当するため、特微量データを扱う事業者は個人情報保護法に則った取り扱いが求められることを明記したほうがよいのではないか	ガイドブックの対象が「個人情報保護法を遵守する事業者」となっているため、特段の追記は不要とした
22		本ケースでは、特微量データを抽出しているものの、最終的に人物属性（年齢・性別）を推計して利用している。 本ケースでも、個人情報保護法として扱うべきか、整理が必要	論点として議論いただくようにした
23	5.2	法律上の「目的」と、事業者が考える「目的」は異なる。 法律上で求められる「目的」は、サービスの改善などではなく、人物属性の取得のため、など、より具体的な内容が求められる	カメラ画像の取得目的（法的な「目的」）と、事業者が達成したい目的（事業者の「目的」）を別項目とした
24	5.2	図中にて、加工・保存・利用のどの部分が委託されているか、判別できるような記載がよいのではないか	本ケースでは、運用実施主体の傘下で委託が行われおり、インシデント発生時の責任は運用実施主体にあるため、この記述とした。 また、本内容については別途3.2で述べられているため、特段の解説を不要ではないかと判断した。
25	5.4	「他者へ提供しないことを自社HP上に明記した。」 カウント数のみとなるため、第三者提供を行ってもよいのではないか	個人情報保護法上では問題ないと思うが、配慮の結果として記載したほうがよいのではないかと、という意図であるため、残した
26	5.5	車載カメラの外部ステッカーは、現実的ではないのではないか	検討する
27	4.3	取得時における「取得目的の通知」は必須事項であることがよりわかりやすい表現にするべ	項目を特出しした
28	4.5	カメラ画像では同意をとることができないことを、再度明示すべき	明示した

29	5.2	「該当する情報は蓄積しない」という記述が不明瞭。 元画像は破棄し、保存するのは特徴量と属性データという趣旨でよいか？	そのとおりである
30	5.4	屋外の、公共の場を撮影していることを明記したほうがよいのではないか	追記を行った 「屋外の公共の場に向けたカメラにより」
31	-	撮影したそのままのカメラ画像（個人情報）は、特別なIDを付与することなく、集積しただけでも、個人情報データベース等、になるのではないか、という意見が寄せられた。 配慮原則では、元の画像は早期に破棄するよう、配慮を求めている（4.4項）が、用途によっては元画像を保存しておく必要があるケースもあるのではないかと考えられる。 第2回では板倉委員より、個人情報データベース等に当たらないのではないかとこの見解もいただいている。 ケースごとに判断が異なるため、ケースごとに事業者にて判断、という記載でよいか。	審議いただきたい事項にて特出し
32	-	4.1として、アンケート等を使った生活者・利用者との対話を促す項目を追加したが、違和感はないか。また、事業者として、以下内容は現実的に実施可能か。  「実施主体は、可能な範囲で、アンケート等で生活者が利活用の効果を実感しているか、不満を持っていないか、意見をくみ取り、利活用の改善、苦情を申し入れた生活者との対話の努力をすることが望ましい」	審議いただきたい事項にて特出し
33	-	人物の移動動線自体は「個人情報」とならないのではないかとこの指摘が寄せられた。 事務局としては、動線自体も「移動履歴」であり、容易に照合可能であることから「個人情報」であると考えているが、認識はあっているか？（3.2.④）	審議いただきたい事項にて特出し
34	-	事前の告知を行う際に、生活者が「受動的」な方法によって情報を得られるように配慮すべきか ステッカーやポスターなどの掲示に加え、TVやラジオなども使うことで、その地点を利用する生活者に対して高い確率で告知が可能となるよう、事前告知方法をより明確にすることが狙い。（4.2項）  「具体的な告知内容、告知方法については、その地点を利用する生活者が高い確率で受動的にその情報を得られるよう、撮影対象場所や利活用目的等を総合的に考慮し、事業者が決定する。」	審議いただきたい事項にて特出し
35	-	要配慮個人情報は本ガイドブックでは明示的に取り扱っていないが、その扱いでよいか。 個人情報保護法上では、例えば人種に関する情報が取得可能ではないかと考えられる。 本ガイドブックではユースケース上で取り扱っていないため、今後の検討課題としてよい	審議いただきたい事項にて特出し